

○近江八幡市立図書館条例

平成 22 年 3 月 21 日

条例第 116 号

(設置)

第 1 条 市民の生涯学習及び文化活動に寄与するため、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、近江八幡市に図書館を設置する。

(平 26 条例 12・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
近江八幡市立近江八幡図書館	近江八幡市宮内町 100 番地
近江八幡市立安土図書館	近江八幡市安土町上豊浦 1 番地

(業務)

第 3 条 図書館は、第 1 条に規定する設置目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の利用に関すること。
- (3) 読書活動の推進に関すること。
- (4) 集会施設等の使用に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認めること。

(平 26 条例 12・追加)

(休館日等)

第 4 条 図書館の休館日は、次に定めるとおりとする。

名称	休館日
近江八幡市立近江八幡図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）の翌日

	(土曜日、日曜日又は祝日である場合を除く。) (3) 館内整理日 毎月最終水曜日(祝日である場合を除く。) (4) 年末年始 12月29日から1月4日まで(第2号に規定する日を除く。) (5) 特別整理期間 館長の指定する毎年15日以内
近江八幡市立安土図書館	(1) 火曜日 (2) 祝日(当該日が月曜日、土曜日及び日曜日である場合を除く。) (3) 館内整理日 毎月最終水曜日 (4) 年末年始 12月29日から1月4日まで(第2号に規定する日を除く。) (5) 特別整理期間 館長の指定する毎年15日以内

2 図書館の開館時間は、次に定めるとおりとする。

名称	開館時間
近江八幡市立近江八幡図書館	(1) 平日 午前10時から午後7時まで (2) 土曜日、日曜日及び祝日 午前10時から午後6時まで
近江八幡市立安土図書館	午前10時から午後6時まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平26条例12・追加)

(職員)

第5条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(平26条例12・旧第3条繰下)

(図書館協議会)

第6条 法第14条、第15条及び第16条の規定により、図書館に近江八幡市立図書館協議会(以下「図書館協議会」という。)を置く。

2 図書館協議会の委員の定数は12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例26・一部改正、平26条例12・旧第4条繰下)

(集会施設等の使用)

第7条 近江八幡市立近江八幡図書館の視聴覚室、会議室、和室及び近江八幡市立安土図書館の研修室（以下「集会施設等」という。）は、第1条に規定する設置目的の範囲内で使用することができる。

2 集会施設等を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）は、午前10時から午後5時までとする。

3 前項に定める使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、同項に規定する使用時間を臨時に変更することができる。

(平26条例12・追加)

(使用の許可)

第8条 集会施設等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請の内容を審査し、適当と認めたときは、規則で定めるところにより、申請者に使用の許可をするものとする。

3 教育委員会は、集会施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の使用許可に必要な条件を付すことができる。

4 教育委員会は、申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項の使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- (2) 危険物を使用するもので、災害発生のおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 入場料の徴収及び物品の販売又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (6) その他教育委員会が施設等の管理に支障があるとき。

(平 2 6 条例 1 2 ・ 追加)

(使用許可の取消し等)

第 9 条 教育委員会は、集会施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) 使用者が前条第 4 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

2 使用者が前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し、同項の処分を受けた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長はその補償の責めを負わない。

(平 2 6 条例 1 2 ・ 追加)

(使用料等)

第 1 0 条 集会施設等の使用料は、近江八幡市使用料条例（平成 2 2 年近江八幡市条例第 8 2 号）の定めるところによる。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合は、前項の規定にかかわらず、別に納付期日を指定することができる。

(平 2 6 条例 1 2 ・ 追加)

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第 1 1 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に集会施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平 2 6 条例 1 2 ・ 追加)

(特別の設備等)

第 1 2 条 使用者は、集会施設等の使用に当たっては、特別の設備をし、又は既存の設備を変更することができない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(平 2 6 条例 1 2 ・ 追加)

(原状回復の義務)

第 1 3 条 使用者は、集会施設等の使用を終了したとき又は前条ただし書の規定により特別の設備をし、若しくは使用を中止させられたときは、施設を直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(平 2 6 条例 1 2 ・ 追加)

(損害賠償)

第 1 4 条 使用者は、集会施設等の建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、市長の定めるところにより原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(平 2 6 条例 1 2 ・ 追加)

(委任)

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平 2 6 条例 1 2 ・ 旧第 5 条繰下)

付 則

この条例は、平成 2 2 年 3 月 2 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 4 年条例第 2 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 2 6 年条例第 1 2 号）

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。